

## 現計画策定後の社会情勢の変化等

- 1 国内外の動向
- 2 大阪の状況
- 3 今後の計画推進にあたっての課題整理

# 現計画策定後の社会情勢の変化等

- 1 国内外の動向
- 2 大阪の状況
- 3 今後の計画推進にあたっての課題整理

## 【持続可能な社会に向けた国際的な枠組など】

### ○ SDGsの採択(2015.9)

- 国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられた。

「SDGsのウェディングケーキモデル」では、「**経済**」は「**社会**」に、「**社会**」は「**(自然)環境**」に支えられて成り立つという考え方が提示。あらゆる社会活動において、環境・経済・社会の課題の同時解決・統合的向上の観点を踏まえることが重要。

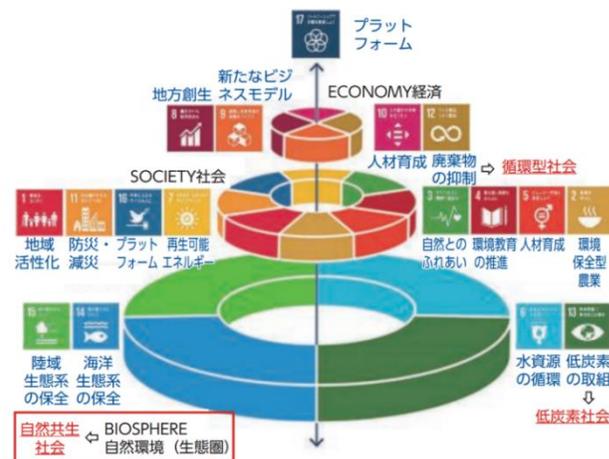
### ○ パリ協定の発効(2016.11)

- 世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを掲げたパリ協定が発効。  
➔1.5℃目標達成をめざし、**2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組み**が世界各地で進む。

### ○ 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」(2022.12)

- COP15において、2050年目標「自然と共生する世界」と、その実現に向けた2030年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」という**ネイチャーポジティブ**の考え方が示された。

SDGsのウェディングケーキモデル



資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

➔日本でも、「2050年カーボンニュートラル」をめざすことの宣言(2020.10)や、「生物多様性国家戦略2023-2030」(2023.3策定)にて「ネイチャーポジティブの実現」(2030年目標)が掲げられた。

## 【環境と経済・社会の状況】

- 今後10年間に直面する最も深刻な10のリスクのうち、5つが環境関連。環境問題が人類の「経済」「社会」の最も重要なリスクとなることが懸念。  
(異常気象、地球システムの危機的変化(気候の転換点)、生物多様性の損失、天然資源の不足、汚染)  
(「グローバルリスク報告書2024」世界経済フォーラム)
- **ネット・ゼロ(脱炭素)で、循環型で、ネイチャーポジティブな経済システムへの転換が必要。**  
(相互に関連するこれらの問題の相乗効果を拡大し、トレードオフを最小化する取組みの推進)
- 世界的に**環境と経済成長や産業競争力との関連性が急激に強まっている。**  
(ESG投資、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)等が浸透、GX実現に向けた投資が加速)
- 日本においては、人口減少・過疎化が進み、地域において利用・管理されてきた道路、農地、森林等の維持管理が困難となる可能性。**手入れ不足になった森林では、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮されないことが懸念。**

※ESG投資:環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)といった非財務情報を考慮する投資

※TNFD:自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示する国際的な枠組

※GX(グリーン転換):化石エネルギー中心の産業・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換

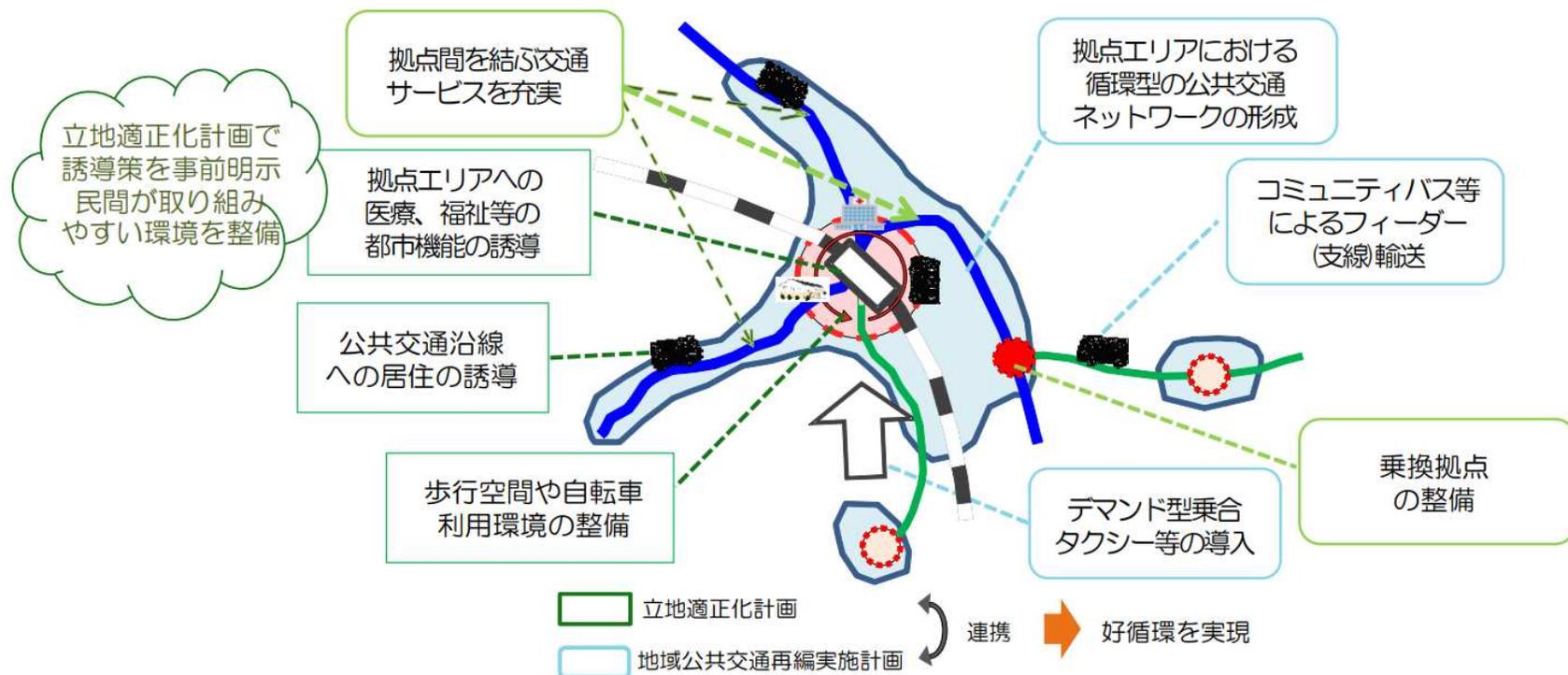
- ➡近年の社会情勢の変化やポストSDGsの議論を踏まえ、第6次環境基本計画やグリーンインフラ推進戦略2023といった国の計画・方針の目的等に、ウェルビーイング(身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること)の概念が盛り込まれるようになっている。
- ➡その実現に向けた鍵となる「自然資本の維持・回復・充実」の取組が重要となっている。

## 【都市計画等のまちづくり・土地利用に関する法令・計画等】(緑の基本計画関係)

年	法令・計画等	趣旨等
2014 (H26)	<b>「立地適正化計画制度」創設</b> (都市再生特別措置法等の改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能を集約し、CO2排出削減や緑地・農地の保全、防災等にも資する「コンパクト・プラス・ネットワーク」化によるまちづくりを推進。</li> </ul>
2015	「都市農地振興基本法」成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な生活環境を形成する<b>貴重な緑地や災害時の避難場所</b>として、都市農地の役割が見直し。農業従事者の高齢化や後継者不足の深刻化。</li> <li>都市農業の安定的な継続、都市農業を通じた良好な都市環境の形成。</li> </ul>
2016	「都市農業振興基本計画」策定	
2017	<b>「都市緑地法等」の一部改正</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の緑空間を<b>民間の知恵や活力</b>をできる限り活かしながら保全・活用。</li> </ul>
2018	「生物多様性に配慮した緑の基本計画の手引き」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体における都市の生物多様性保全に向けた取組促進。</li> </ul>
2019	「グリーンインフラ推進戦略」公表 「第2次国土形成計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、<b>自然環境が有する多様な機能を活用</b>し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進。</li> <li>国土形成計画に<b>グリーンインフラ</b>の取組推進が初めて盛り込まれた。</li> </ul>
2020	<b>防災を主流とした「立地適正化計画」の強化など</b> (「都市再生特別措置法等」の一部改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、<b>災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化</b>を推進。</li> </ul>
2023	<b>「グリーンインフラ推進戦略2023」策定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル、GX等の世界的潮流を踏まえ、<b>グリーンインフラを一層普及</b>させるとともに、あらゆる場面で実装(ビルトイン)させていくことをめざす。</li> </ul>
2024	<b>「都市緑地法等」の一部改正</b> (5.29公布) <b>「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)」公表</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動対策や生物多様性の確保、<b>幸福度(Well-being)の向上</b>等の課題解決に向けて、都市において<b>緑地の質・量両面での確保</b>を推進。</li> <li>市区町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進できるよう策定・改定の参考となる考え方や根拠等を整理。</li> </ul>

## 【立地適正化計画制度】(2014創設、2020強化)

○都市の拡大を抑制、「コンパクト・プラス・ネットワーク」化によるまちづくりを推進。



➡自然災害の頻発・激甚化により、居住誘導区域内で浸水被害を受けるなど、都市機能や居住の誘導にあたってどのように安全を確保するかという課題が浮き彫りに。

➡立地適正化計画の記載事項として、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」を追加。

(避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等)

## 【都市緑地法等の一部改正】(2017)

出典:国土交通省HP内「都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)」概要資料より一部抜粋

### 背景・必要性

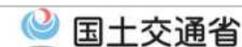
- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
    - － 景観(潤い)、環境(雨水貯留、生物多様性)、防災(延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい
  - ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
    - ✓ 量的課題
      - － 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
      - － これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
    - ✓ 質的課題
      - － 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
  - ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
  - ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
- …「経済財政運営と改革の基本方針2016」,「日本再興戦略2016」(閣議決定)において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

- ➡民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等の6つの法律を改定。  
(都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法)
- ➡①都市公園の再生・活性化、②緑地・広場の創出、③都市農地の保全・活用を促進。

## 【都市緑地法等の一部改正】(2017) ①都市公園の再生・活性化

経済成長、人口増加等を背景とした、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージから、緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限引き出すことを重視する“新たなステージ”へ移行が必要。

### 新たなステージで重視すべき観点



#### 観点1：ストック効果をより高める

- 都市公園は全国的に見ると一定程度整備されてきた
- 今あるものをどう活かすか、という視点を重視すべき
- 都市公園を活性化する、また、必要に応じて再編するという考え方が重要  
⇒公園管理者も資産運用を考える時代へ！

#### 観点2：民間との連携を加速する

- 公共の視点だけでモノをつくらない、発想しない
- 民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立させる工夫を  
⇒民がつくる、民に任せる公園があってもいい！

#### 観点3：都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 画一的な都市公園の整備は×（とりあえず三種の神器（砂場、滑り台、ブランコ）等）
- 画一的な都市公園の管理は×（一律でボール遊び禁止等）
- 公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要とされる財産になる  
⇒公園のポテンシャルを柔軟な発想で引き出す！

## 【都市緑地法等の一部改正】(2017) ②緑地・広場の創出、③都市農地の保全・活用

国土交通省  
平成29年6月施行

### 4. 緑地の定義への農地の明記

#### 概要

- 都市緑地法における「緑地」の定義上、農地の取扱いが不明確(原則として含まれず、樹林地に介在する農地のみ含む解釈)。
- 都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画により都市農地の位置付けが見直されたことを受け、「緑地」の定義に農地が含まれることを明記し、正面から都市緑地法の諸制度(緑の基本計画、特別緑地保全地区制度、等)の対象とする。

#### 「緑地」の定義

→都市緑地法上、農地を「緑地」に定義

#### 改正後の定義(赤字傍線部分を追加) 【都市緑地法第3条】

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

#### 都市農業振興基本計画(抜粋)

はじめに  
…これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けを…「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要となる。

- 第1 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 3 都市農業に対する農業政策上及び都市政策上の再評価
- (4)都市政策における再評価  
都市政策上、都市農地を都市の貴重な緑地として、その保全についてより明確に位置付けることが必要となる。

#### 「緑地」と定義されている形態 対応する農地利用

樹林地		竹林、梅林
		茶畑
		果樹園
草地		野菜畑
		シバ
		採草放牧地
水辺地	池沼	レンコン、ジュンサイ
岩石地	—	—
類する土地	湿地帯	水田(イネ、セリ、クワイ)
	(水辺地)	ワサビ
	砂丘(岩石地)	ラッキョウ、メロン



樹林地(茶畑)



草地(野菜畑)



湿地(水田)

→農地を「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと転換

## 【都市緑地法等の一部改正】(2017) 国の取組等

出典:国土交通省HP内「都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)」概要資料より一部抜粋

都市公園の再生・活性化	緑地・広場の創出	都市農地の保全・活用
<p data-bbox="623 251 799 275">【都市公園法等】</p> <ul data-bbox="312 301 799 701" style="list-style-type: none"><li>○都市公園で<b>保育所等の設置を可能</b>に(国家戦略特区特例の一般措置化)</li><li>○民間事業者による<b>公共還元型の収益施設の設置管理制度</b>の創設<ul data-bbox="327 494 774 629" style="list-style-type: none"><li>-収益施設(<b>カフェ、レストラン</b>等)の設置管理者を民間事業者から<b>公募選定</b></li><li>-設置管理許可期間の<b>延伸</b>(10年→20年)、<b>建蔽率の緩和</b>等</li><li>-<b>民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施</b></li></ul></li></ul> <p data-bbox="375 725 799 811">〔(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け 【都市開発資金の貸付けに関する法律】 (予算) 広場等の整備に対する補助〕</p>  <p data-bbox="602 861 806 925">▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)</p> <ul data-bbox="312 1051 799 1179" style="list-style-type: none"><li>○公園内の<b>PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸</b>(10年→30年)</li><li>○公園の活性化に関する<b>協議会の設置</b></li></ul>	<p data-bbox="1110 251 1265 275">【都市緑地法】</p> <ul data-bbox="841 301 1255 786" style="list-style-type: none"><li>○<b>民間による市民緑地の整備</b>を促す制度の創設<ul data-bbox="855 382 1255 446" style="list-style-type: none"><li>-市民緑地の設置管理計画を市区町村長が<b>認定</b></li></ul></li><li data-bbox="855 468 1255 539">〔(税) 固定資産税等の軽減 (予算) 施設整備等に対する補助〕</li><li>○<b>緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充</b><ul data-bbox="855 689 1255 786" style="list-style-type: none"><li>-緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加</li></ul></li></ul>  <p data-bbox="897 1139 1085 1160">▶ 市民緑地(イメージ)</p>	<p data-bbox="1311 251 1742 275">【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】</p> <ul data-bbox="1303 301 1742 586" style="list-style-type: none"><li>○生産緑地地区の一律500㎡の<b>面積要件を市区町村が条例で引下げ可能</b>に(300㎡を下限)<ul data-bbox="1411 422 1732 465" style="list-style-type: none"><li>〔(税) 現行の税制特例を適用〕</li></ul></li><li>○生産緑地地区内で<b>直売所、農家レストラン等の設置を可能</b>に</li></ul>  <p data-bbox="1375 903 1680 946">▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子</p> <ul data-bbox="1303 1008 1742 1150" style="list-style-type: none"><li>○<b>新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設</b> (地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)</li></ul>

### 地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「**緑の基本計画**」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充 **【都市緑地法】**
  - 都市公園の管理**の方針、農地を緑地として政策に組み込み

## 【都市緑地法の一部改正】(2024)

### 法律の全体像

#### 背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。



- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。

- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。

- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
  - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
  - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。

- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

公布 令和6年5月29日  
施行 公布の日から6ヵ月以内

都道府県において基本方針に基づき広域計画を策定できる (市町村は基本方針・広域計画を踏まえて基本計画を策定できる)

#### 概要

### 1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
- ・都市計画における緑地の位置付けの向上

### 2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
- ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設



特別緑地保全地区の例 (京都市)

### 3. 緑と調和した都市環境整備への

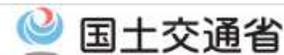
#### 民間投資の呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設



都市再開発における緑地空間の創出の例 (千代田区 大手町)

## 【国が策定する基本方針の検討状況①】



### 基本方針で掲げる目標と施策の関係について

都道府県の広域計画、市町村の基本計画における指標等が検討

全体目標

- 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・回復させ、そのうち市街地については緑地面積が3割以上となることを目指す
- 基本方針に基づき都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づける

全体を支える個別目標

#### (1) 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

- ・特別緑地保全地区等の指定面積の増加(2030年度までに1,000ha増加)
- ・民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進(2030年度までに300件認定)
- ・緑地の確保を進めるとともに、これら地域の貴重な緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつける

#### (2) 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

- ・2030年度における都市緑化からの吸収量約120万t-CO2/年の達成
- ・特別緑地保全地区等の指定面積の増加(2030年度までに1,000ha増加)【再掲】
- ・民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進(2030年度までに300件認定)【再掲】

#### (3) Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

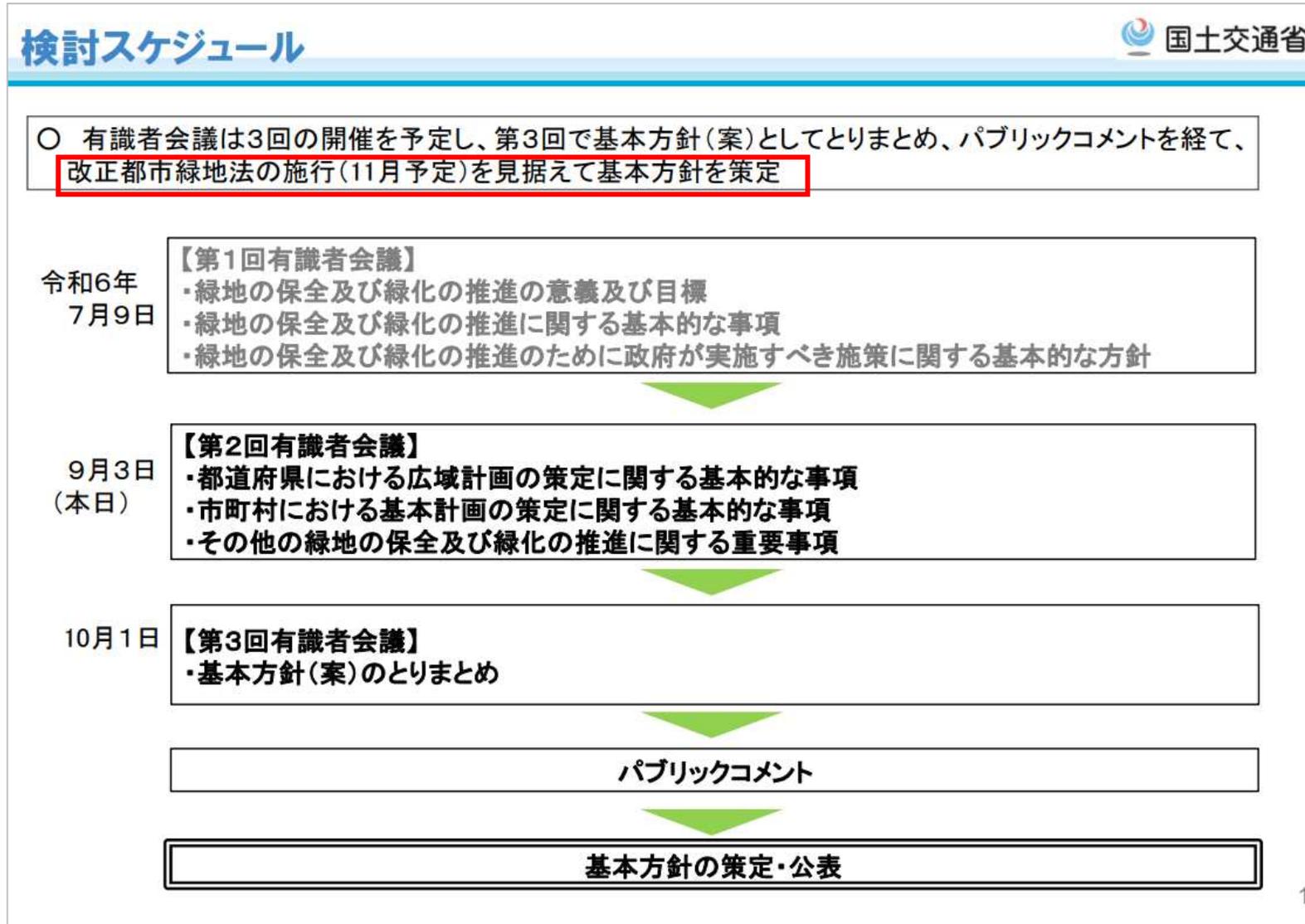
- ・水と緑の公的空間確保量を2025年度までに15.2㎡/人
- ・地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、都市のレジリエンスの向上、コミュニティの醸成等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮

実現のための施策

#### ○ 広域計画、基本計画の策定の推進

- 特別緑地保全地区等の面積拡大・適正な管理の支援
- 公的空間における緑地の確保・緑化の推進
- 簡易かつ都市の実情にあった緑被率の算定方法等の整理、公開
- 良質な緑化への民間投資を促進する環境整備
- 民有地における更なる緑地の創出
- 普及啓発の推進
- 環境教育の推進

## 【国が策定する基本方針の検討状況②】



## 【グリーンインフラとは】

出典:グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～(H29.3)国土交通省

### 2. グリーンインフラを取り巻く国内外の動向(国外事例)



○グリーンインフラは、米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取組が進められている。

○導入目的や対象は、国際的に統一されておらず、非常に幅広い。

ー米国では都市の緑地形成(雨水管理等の観点)に力点をおいている一方、英国は様々な利益を得ることを目的。また、EUでは生物多様性保全、カナダやOECD(Green Growth)では、低炭素を含む環境問題全般を対象。

#### 米国事例

##### <ポートランドの取組>



高層ビルの屋上緑化  
雨水管理だけでなく、屋根を保護する効果なども期待されている。



Green Street  
道路沿いの緑地の縁石を一部空けて、緑地内に雨水を流し込む仕組みになっている。

##### <ニューヨークの取組>



屋上緑化面積に応じた固定資産税減税措置が図られている。



補助金事業により、Rain Gardenとして再整備されたQueens Collageの広場



下水道エリア内の私有地を緑化し、雨水管理に貢献することに対して助成金が支払われる

#### 欧州事例

##### <公共施設の緑化>



廃線の緑化(フランス)  
廃線後も線路は残し、周囲を再整備することで、レクリエーションや生態系観察の場として市民に利用されているほか、治安向上の効果もある。



並木道等(スペイン・バルセロナ)  
バルセロナ市のグリーンインフラと生物多様性に関する戦略に基づき、並木道を含め、都市の自然空間毎に、自然環境の機能が評価されている

##### <自然環境の保全>



良質な生態系保全のための空き地の活用



都市近郊の河川  
連続した生物の生息地のために重要

## グリーンインフラ推進戦略2023の概要(令和5年9月)

- グリーンインフラの概念が定着し、本格的な実装フェーズへ移行するとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略(R元年7月)を全面改訂し、新たな「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定。
- 本戦略では、新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけ。

**世界的な潮流**

- **ネイチャーポジティブ**
  - ・昆明・モンリオール 生物多様性枠組(R4.12)
  - ・生物多様性国家戦略(R5.3閣議決定)
- **カーボンニュートラル**
  - ・カーボンニュートラル宣言(R2.10)
  - ・GX推進法の成立(R5.5)

**グリーンインフラへの期待**

- **社会資本整備・まちづくり等の課題解決**
  - ・災害の激甚化・頻発化
  - ・インフラの老朽化
  - ・魅力とゆとりある都市・生活空間へのニーズ
  - ・人口減少社会での土地利用の変化
- **新たな社会像の実現**
  - ・SDGs
  - ・Well-being
  - ・ワンヘルス
  - ・子どもまんなか社会
  - ・地方創生
  - (デジタル田園都市国家構想)
- **日本の歴史・文化との親和性を踏まえた活用**

### グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」

グリーンインフラの意義：①ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラル等への貢献 ②社会資本整備やまちづくりの質向上、機能強化 ③SDGs、地方創生への貢献

1) 自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会 (安全・安心)

2) 自然の中で健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会 (まち)

3) 自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会 (ひと)

4) 自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会 (しごと)

**「グリーンインフラのビルトイン」に向けた7つの視点**

連携	コミュニティ	技術	評価	資金調達	グローバル	デジタル
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境が有する機能を活用した流域治水の推進</li> <li>・都市緑化や都市公園整備等による吸収源対策</li> <li>・雨庭、雨水貯留・浸透施設の整備</li> <li>・建築物における木材利用推進 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり</li> <li>・自然豊かな都市空間づくりや環境性能に配慮した不動産投資市場の形成</li> <li>・住宅・建築物、道路空間、低未利用地等の緑化推進 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の推進</li> <li>・自然豊かな遊び場の確保</li> <li>・かわまちづくり、多自然川づくり</li> <li>・ブルーインフラ拡大プロジェクト</li> <li>・グリーンインフラコミュニティの醸成 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観・歴史まちづくりの推進</li> <li>・自然・文化等の観光資源の保全、地域社会・経済に好循環をもたらす持続可能な観光の推進</li> <li>・カーボン・クレジットの活用 等</li> </ul>			

**産学官金の多様な主体の取組の促進**  
(グリーンインフラ官民連携プラットフォームの取組の深化等)

**実用的な評価・認証手法の構築**  
(都市緑地等のグリーンインフラに係る評価制度の構築、TNFD※との連携等)

**新技術の開発・活用の促進**  
(新技術開発、自然資本のデジタル基盤情報の開発等、各技術指針への位置づけ等)

**支援の充実**  
(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等)

**「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」や経済団体と連携した国民運動の展開**

中期的ロードマップの策定／毎年のフォローアップ

➡環境に関する様々な社会課題の解決が期待

※TNFD=(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) 自然関連財務情報開示タスクフォース

## 【緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)】(国土交通省)

緑の基本計画においてグリーンインフラの考え方を入れることで、みどりの基本計画の内容を充実・高度化し、関連計画との連携を強化するため、緑の基本計画の策定・改定を行う際に参考となる考え方や根拠等を整理。

### <重要となるポイント>

他部局連携、官民連携、広域的な視点

### <主な地域課題及び検討すべき事項など>

#### 気候変動

- 雨水流出抑制・浸水軽減
- 都市部における暑熱対策

#### 生物多様性

- 場の保全・再生・質の向上、都市部内外の生態系ネットワーク化、環境教育や自然とのふれあいの機会提供

#### ゼロカーボン

- CO<sub>2</sub>吸収量の増加  
(植栽地の拡大、木材利用の推進など)
- 間接的なCO<sub>2</sub>排出量の削減  
(化石燃料の使用抑制・エネルギー使用量低減)

#### 健康増進

- 身体活動の促進する空間整備、植物が身近にある環境の確保、他者とのコミュニケーション促進

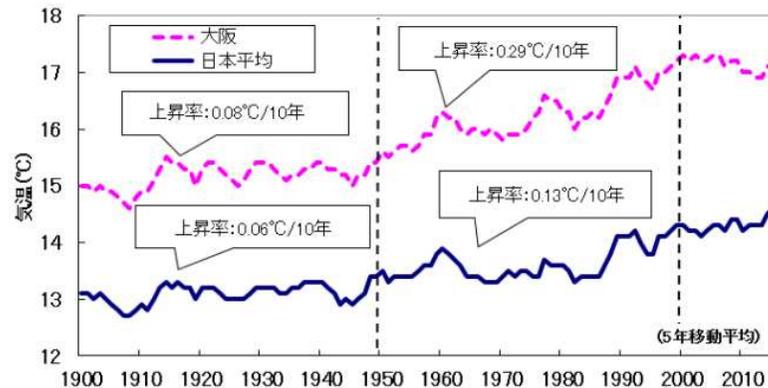
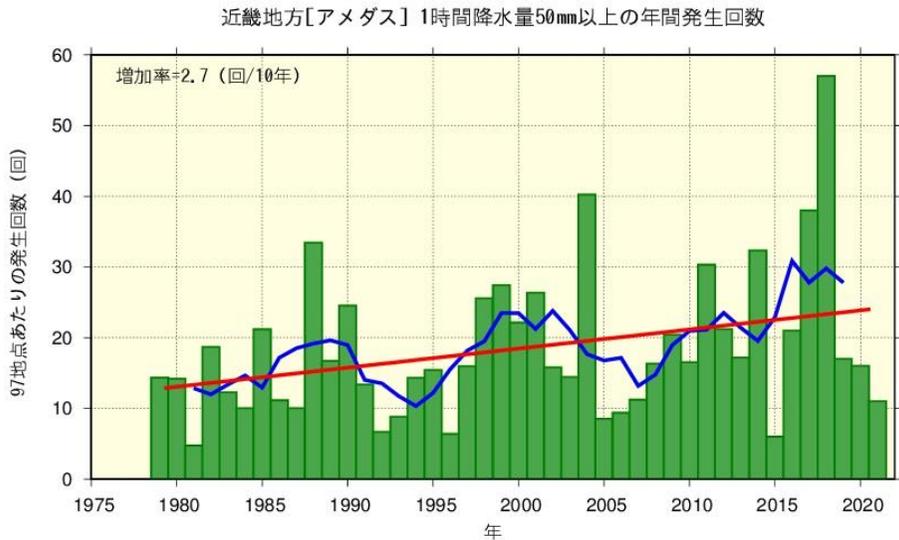
#### にぎわい創出

- 良好な都市環境や居心地の良い空間の形成、緑に触れる機会の創出

# 現計画策定後の社会情勢の変化等

- 1 国内外の動向
- 2 大阪の状況
- 3 今後の計画推進にあたっての課題整理

○ 近年、大雨の頻度の増加、台風の大型化の影響、気温の上昇及びヒートアイランド現象による暑熱環境の悪化による熱中症のリスク増加など、気候変動による影響が顕在化。



大阪における年平均気温の推移  
(1898年～2018年の各管区気象台データより作成)



2012年8月豪雨による浸水被害 (寝屋川市)



2018年9月台風第21号による暴風で倒れた木(高槻市)

気象データ及び熱中症救急搬送人員数(大阪府域)

	熱帯夜数	猛暑日	搬送人員数(死亡人数)
2018年	53	27	7,138(12)
2019年	38	19	5,182(14)
2020年	47	22	4,869( 3)
2021年	37	15	2,844( 3)
2022年	51	14	4,628( 3)
2023年	61	27	5,951( 1)

出典:過去の気象データ(気象庁)、「熱中症による救急搬送状況」(消防庁)を基に大阪府作成

- 大阪は瀬戸内海の東端に位置し、大阪平野を取り囲むように弧状に山地が存在しています。山地の間をぬうように関西広域から大川が大阪湾へと注ぎこみ、森林、農地、河川から海に至る多様な環境が広がっています。小さな面積ながらも様々な自然環境が存在しており、亜熱帯～冷温帯に生息するよう多種多様な生物が確認されています。
- 長きにわたる人々の暮らしと経済的な発展の中で、大阪の自然環境は人々と深く関わりあい変化してきました。現在大阪でみられる豊かな自然環境は、人々の活動と気候風土が相まった歴史そのものであり、そのほとんどは人の手が加わることで形成・維持されてきたものです。
- しかし、近年、都市化の進行や暮らしの変化などにより、生物多様性が脅かされつつあり、危機が迫っています。

## 大阪の森・里・川・海

### 森

- ・大阪府域の森林は、北は北摂山系、東は金剛生駒山系、南は和泉葛城山系に囲まれています。また、生物多様性の保全など様々な公益的機能を有しており、府民にとって貴重な自然資本となっています。
- ・和泉葛城山（岸和田市・貝塚市）のブナ林は、比較的標高の低い場所に天然の状態に残っており、国の天然記念物に指定されています。



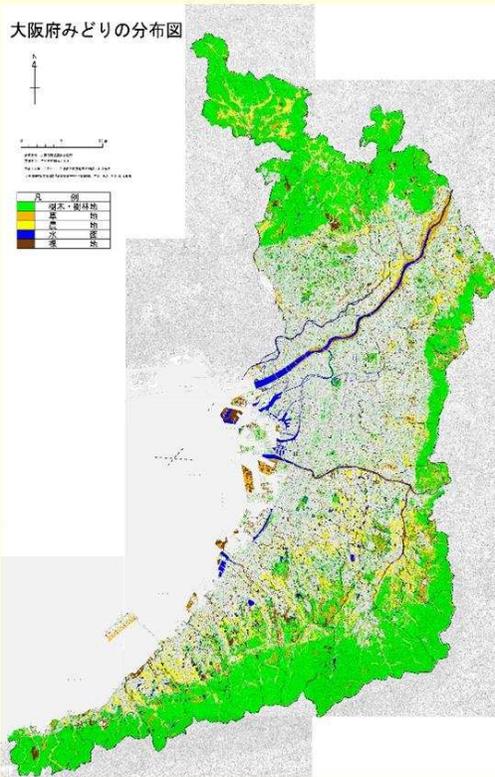
和泉葛城山ブナ林

### 川

- ・大和川水系や淀川水系など、多数の川が流れており、特に淀川のワンド(※2)は水生生物の重要な生息環境として、生物多様性を育む場となっています。
- ・また、漁業やレクリエーションなどの癒しの場といった恵みをもたらしています。



淀川のワンド群



大阪府みどりの分布図

### 里

- ・かつて入会地(※1)として利用されてきた雑木林が三草山（能勢町）や穂谷（枚方市）など、府内各地にあります。
- ・また、生き物の生息場所としても重要な役割を果たす水田群が北摂地域や南河内地域などに残されています。



穂谷の雑木林

### 海

- ・川が海に流れ込む河口部に形成される干潟は、多様な生物の生息場所となっています。
- ・大阪府の海岸線は237.7kmあり、そのうち自然海岸は1.9kmになります。
- ・大阪湾は「魚庭（なにわ）の海」といわれ、多くの魚介類が生息しています。



男里川河口の干潟

(写真提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センター)

※1：薪や炭、木材や肥料をとる場所として、村や集落で管理されていた山林や雑木林など  
※2：明治時代に水制工（船を通すために川の水深を深くすることを目的として設けられた構造物）が造られたことにより生まれた環境

## 大阪の生き物と生物多様性の3つの階層

○生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの階層があり、それぞれの階層が健全に守られることで、豊かな生物多様性が成立しています。

**『生態系の多様性』**  
 さまざまな環境にそれぞれの生態系が成立していることです。大阪でも森林、海、都市などそれぞれ特徴的な生態系が成立しています。各生態系は独立したのではなく、他の生態系とゆるやかに繋がっています。

**『種の多様性』**  
 生物の種ごとの違いを示すものです。大阪には8,700種以上の生き物が生息しており、それぞれに異なった特徴をもち、生息環境へ様々に適応して暮らしています。

**『遺伝子の多様性』**  
 同じ種の生物でも個体や群れで遺伝子の違いがあることです。多様な個性が生じ、環境への適応力にも影響します。全国的に分布する生物でも各生息地の個体や群れが保全されることが重要です。

○府内において多様な生き物が生息する一方、大阪府レッドリスト掲載種数は2000年から2014年の間に約2倍に増加しています。

大阪府レッドリスト掲載種数の変化

年度	2000年	2014年
掲載種数	795	1485

→来年度「大阪府レッドリスト」改訂着手予定

## 大阪に生息する多様な野生動植物種



ヒロオビミドリシジミ  
 (府絶滅危惧Ⅰ類)  
 三草山が日本における分布の東限



ハッチョウトンボ  
 (府絶滅危惧Ⅰ類)  
 平地から低山地の湿地や湿原に生息



オオサンショウウオ  
 (府絶滅危惧Ⅱ類、環境省Ⅱ類)  
 特別天然記念物であり、府内北部の河川等に生息



コアジサシ  
 (府絶滅危惧Ⅰ類、環境省Ⅱ類)  
 夢洲で営巣が確認されている



イタセンバラ  
 (府絶滅危惧Ⅰ類、環境省ⅠA類)  
 天然記念物であり、淀川、富山、濃尾平野のみ生息



オグラヌマガイ  
 (府絶滅危惧Ⅰ類、環境省ⅠB類)  
 淀川ワンドの軟泥底に生息



カヤネズミ  
 (府準絶滅危惧)  
 巣を作るためのイネ科植物が茂る草原に生息



ミゾコウシュ  
 (府準絶滅危惧、環境省準絶滅危惧)  
 田んぼの縁や河川敷などの湿地に生える



ワンドスゲ  
 (府絶滅危惧Ⅰ類、環境省Ⅱ類)  
 大阪府と熊本県の限られた地域のみ生息



ニホンアカガエル  
 (府絶滅危惧Ⅱ類)  
 単独で生活。普段は草むらや森林、平地丘陵地等の地上で暮らす



サギソウ  
 (府絶滅危惧Ⅱ類、環境省準絶滅危惧)  
 日当たりのよい湿地に自生する野生のラン



オオサカサナエ  
 (府絶滅危惧Ⅱ類、環境省Ⅱ類)  
 幼虫が大きな河川の砂泥のあるところに生息

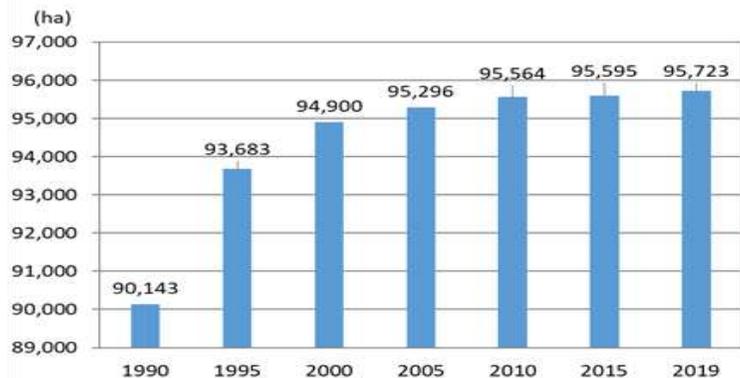
- ▶ 大阪には8,700種以上の生き物が生息し、森や里、川から海にいたる多様な環境に、お互いにつながり合いながら生きています。
- ▶ そのうち1,485種が保全すべき生き物として「大阪府レッドリスト2014」に掲載されています。その中には全国でも生息数が減少していて、環境省のレッドリストにも掲載されているものや、分布上大阪が重要な生息地である種も多く存在します。一方で、温暖化の進行に伴い、生物分布など生物相互関係が変化することで、生物多様性に悪影響を及ぼす可能性が懸念されています。

(写真提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センター、大阪府立大学、(公財)大阪みどりのトラスト協会)

# 2 大阪の状況 (生物多様性・4つの危機)

○ 生物多様性の4つの危機は、大阪府においても深刻であり、希少種の種数は上昇傾向。

## 第1の危機 開発など人間活動による危機

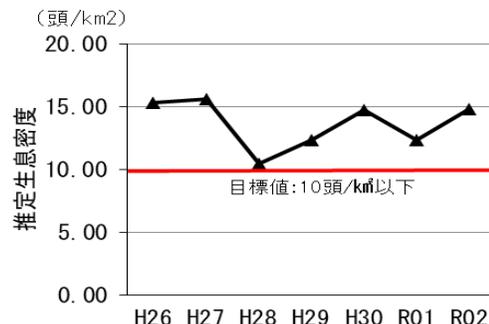


大阪府の市街化区域面積の推移  
(出典:国土交通省 都市計画年報)

## 第2の危機 自然に対する働きかけの縮小による危機 (森林整備や狩猟などの担い手不足の影響)



放置された里山林の状況  
(写真提供:(地独)環農水研)



シカの推定生息密度の推移  
(出典:大阪府シカ第二種鳥獣管理計画を基に作成)

## 第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機

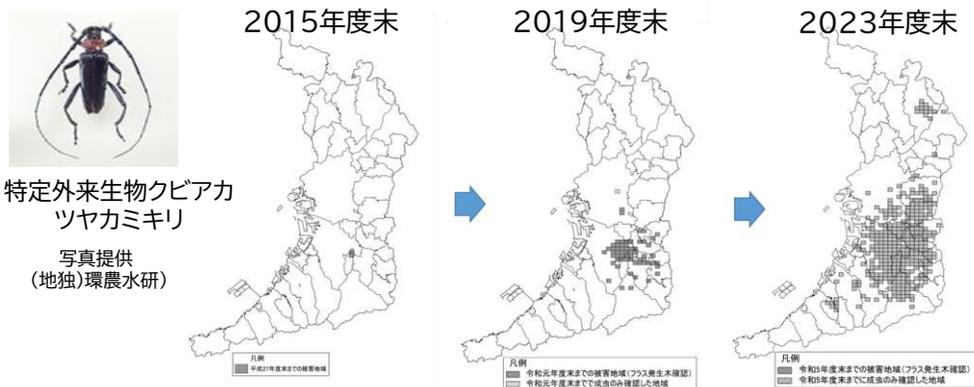
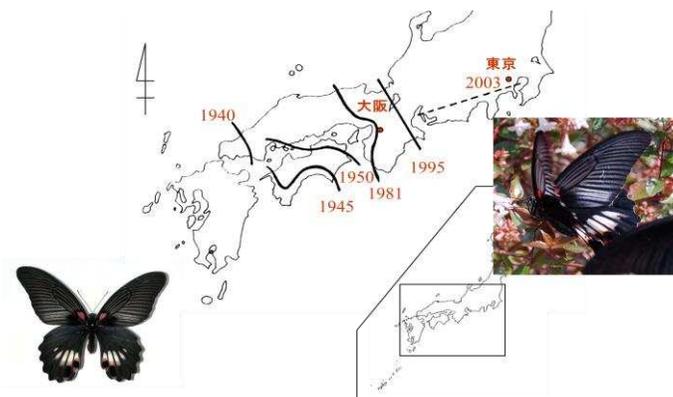


図. クビアカツヤカミキリ被害地域の推移(フラスおよび成虫)  
— 平成27年度(府内初確認)からの被害の累積データ —

## 第4の危機 気候変動など地球環境の変化による危機

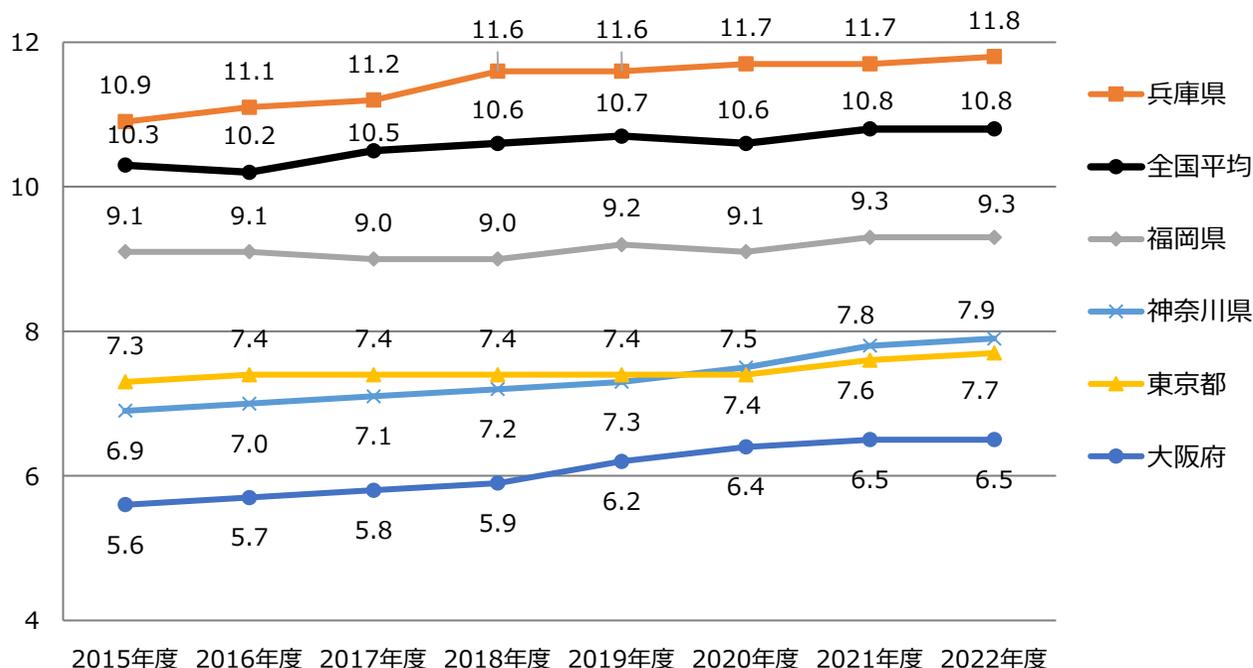


ナガサキアゲハ分布拡大の状況  
(出典:Yoshio and Ishii (1998) より一部改変)

## 2 大阪の状況（都市公園面積・緑地の充実度）

- 大阪府の1人当たりの都市公園面積は、増加傾向にあるが、全国と比べて低い水準にある。
- 世界の主要都市における緑地の充実度は、他都市と比較して低水準に留まっている。

■一人当たり都市公園面積(m<sup>2</sup>/人)



出典:国土交通省「都市公園データベース」2023年3月時点

■2023年世界都市ランキング(緑地の充実度)

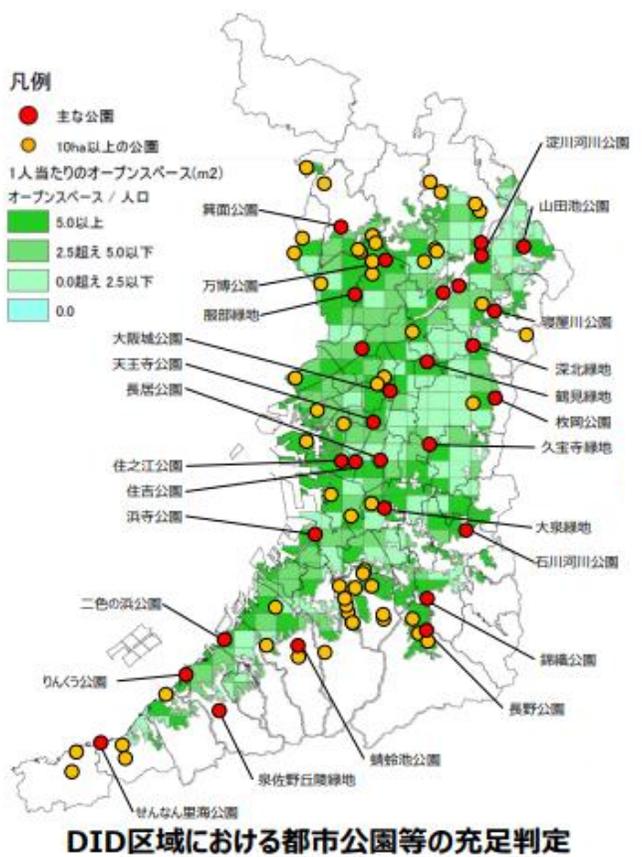
ランク	都市名
1位	メルボルン
2位	ベルリン
3位	ヘルシンキ
4位	モスクワ
23位	福岡
33位	上海
40位	東京
46位	大阪

出典:(一財)森記念財団「世界の都市総合ランキング2023」  
世界48都市を対象

➡都市公園は、都市の魅力を高める重要な要素であることから、引き続き公園面積の拡張を進めるとともに、質を高める取組みが重要。

○ 主要で広域的な公園緑地は国や大阪府、大阪市が管理しており、都心部では多様な施設がある公園緑地が複数配置されている。一方、臨海部や山麓部、都心から離れた郊外部などにも配置され、結果、広域的な公園緑地は府域にバランスよく配置されている。

※公園緑地：都市公園や府民の森などの行政が土地の担保を有する施設緑地を対象。  
規模は概ね10ha以上とし総合的に判断



大阪城公園



服部緑地



ほしだ園地

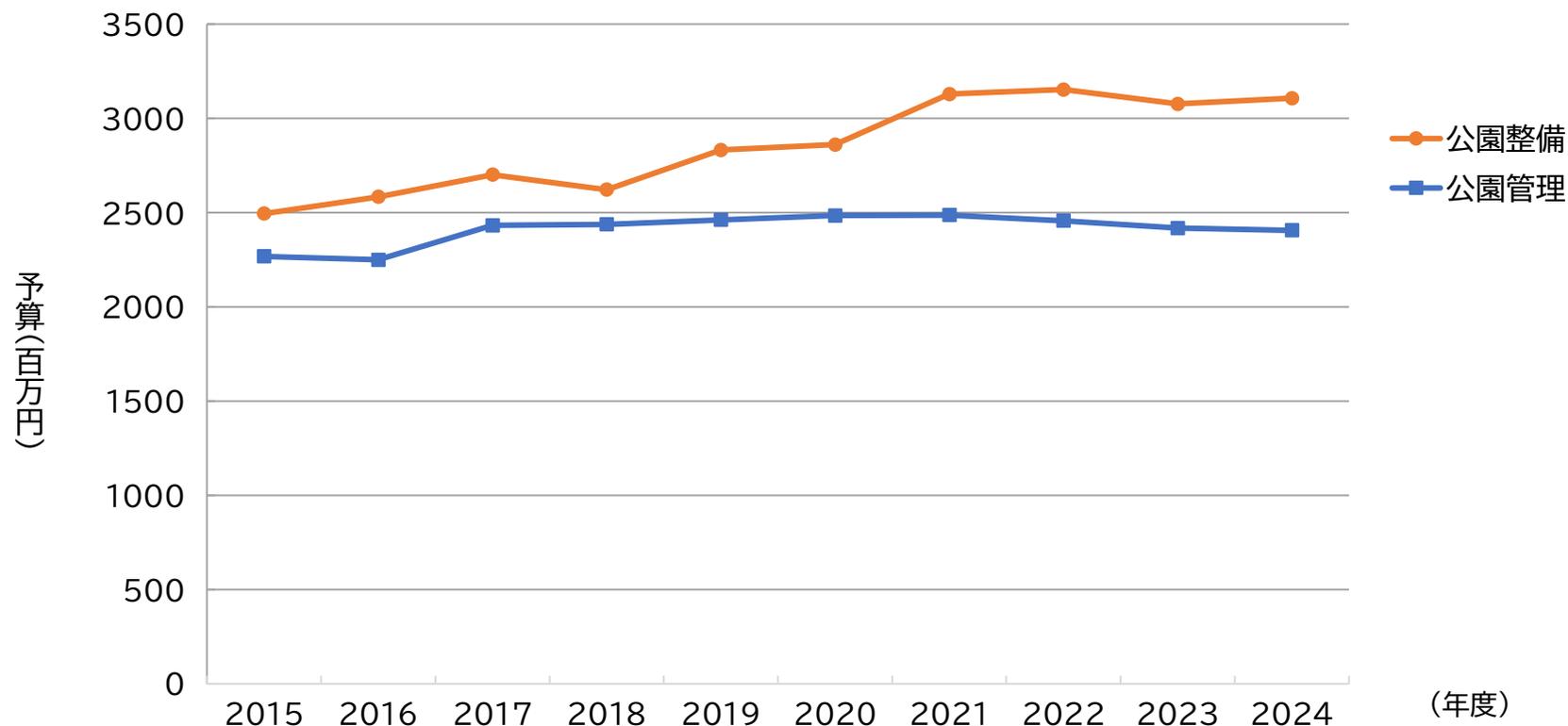


万博記念公園

➔ 既存ストックを含め、既に高いポテンシャルを持っている。

○ 大阪府の公園予算について、公園整備の予算は国庫補助の充当割合等により、10年間で若干増加しているが、公園管理の予算はほぼ横ばいとなっている。

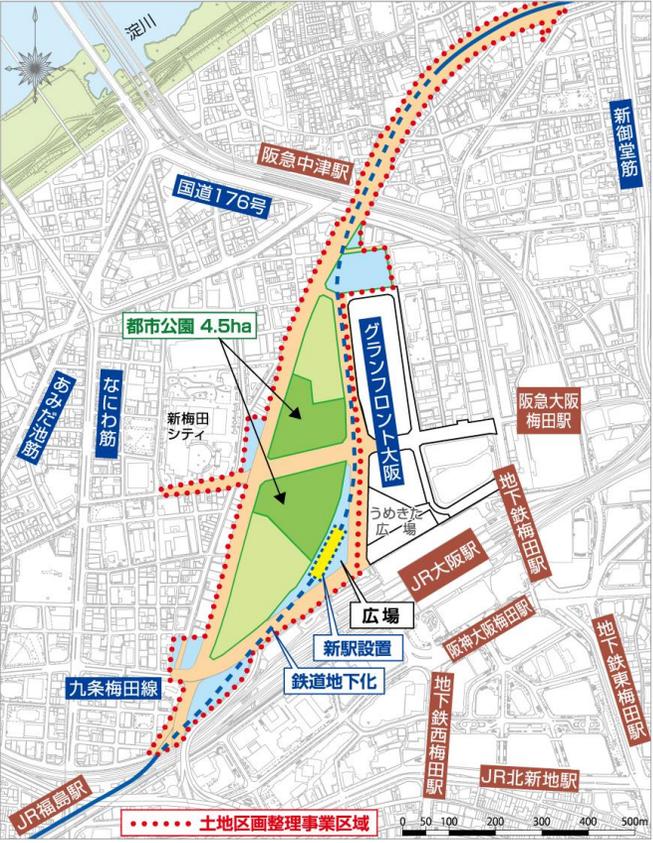
大阪府 公園予算の推移



➡ 予算上の制約があるなかでも、公園緑地の魅力を高めていくための工夫が必要。

# 【参考事例】うめきた2期区域(グラングリーン大阪)

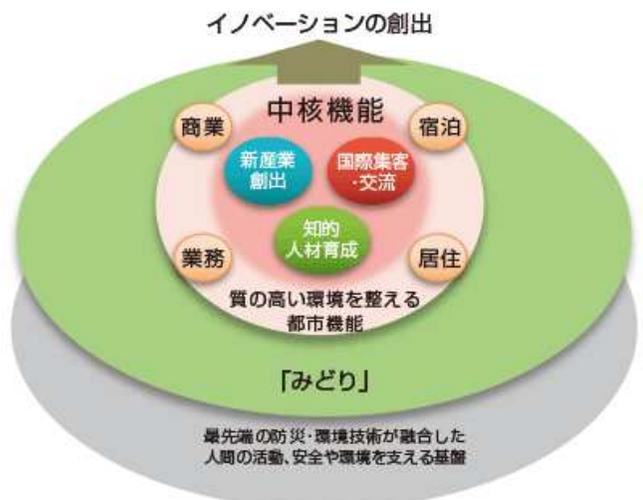
- 梅田貨物駅跡地を産学官連携により、約4.5haの都市公園を含む複合施設を整備。
- 都心部におけるこれまでにない魅力をもった大規模な「みどり」の空間の創出や、新産業の創出拠点の形成等により、「『みどり』と『イノベーション』の融合拠点」の実現をめざす。



**新産業創出**  
 ～新たなビジネスチャンスの創出～  
 参加型実証研究、ビッグデータ活用、プレマーケティング

**国際集客・交流**  
 ～まちと一体化する交流空間～  
 屋外空間も活用したイベント・展示、レセプション

**知的人材育成**  
 ～交流による多様な気づき～  
 プロジェクトを通じた学び、実践的プログラムの実施  
 \*第8回大阪駅周辺地域部会資料より抜粋

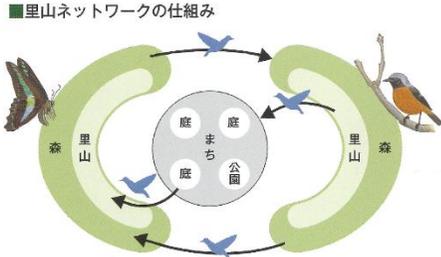


中核機能のあり方については、平成27年10月から「中核機能推進会議」の中で検討を行っています。

○「新梅田シティ」の北側約0.8haの公開空地に「里山」を手本とし、「5本の樹」計画に基づいた選定種を中心に植栽を行った憩いの空間。



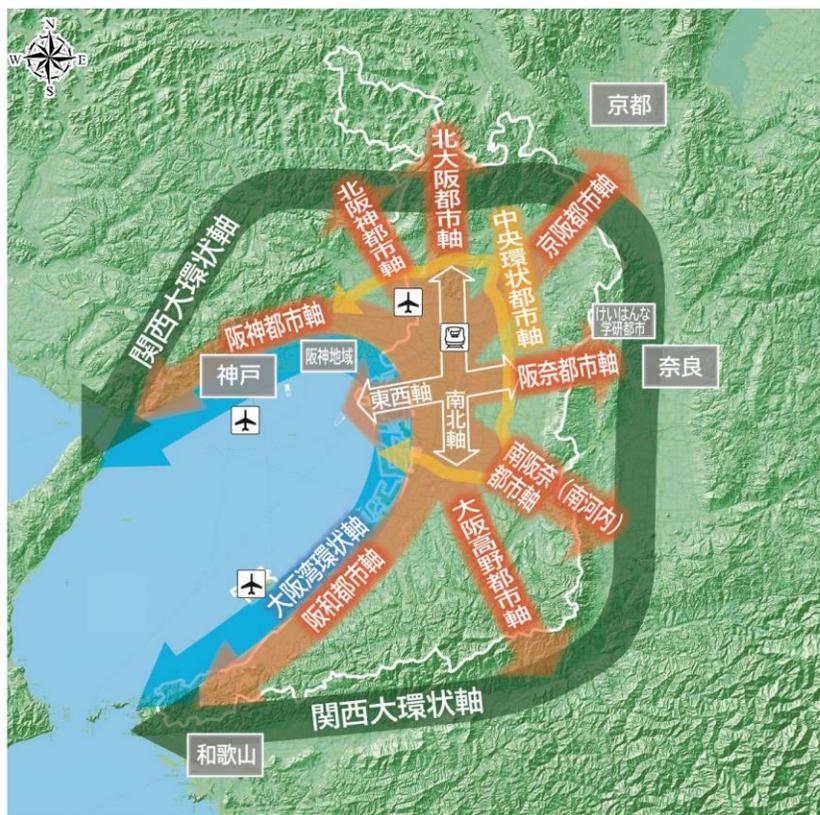
- 「5本の樹」計画  
「3本は鳥のために、2本は蝶のために」という想いを込めて、地域の気候風土や鳥・蝶などと相性の良い在来樹種を中心とした植栽による積水ハウスの造園緑化事業のブランドコンセプト
- 都市における「里山ネットワークづくり」  
都心でも鳥や昆虫が採食・休息できる空間を点在させ、郊外の大きな自然と回廊状につなげることで、生きものが安定的に生息生育できる環境の確保をめざす



「新・里山」で育った竹と稲刈り後のわらを  
使用した手作りの堆肥置き場

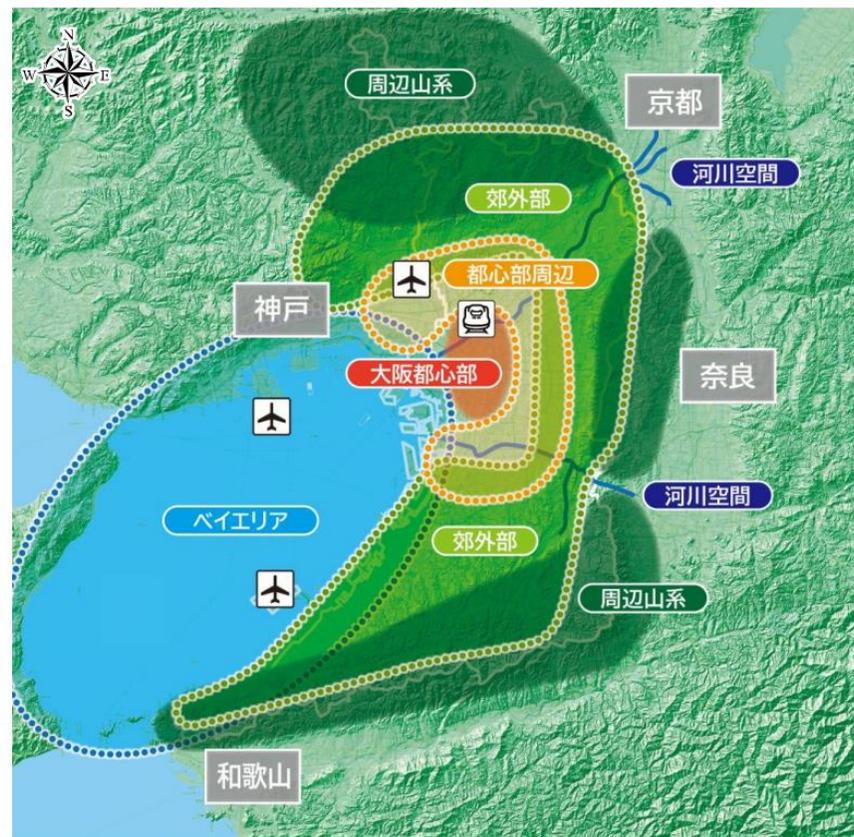
- 大阪都心部から放射・環状方向に発達した鉄道や幹線往路の交通ネットワークを中心に多様な都市機能が集積し、都市軸を形成。
- 土地利用や人口・都市機能の集積状況等を踏まえ、都心部、郊外部、河川空間、周辺山系、ベイエリアといったゾーニングを設定。

### ■府域の都市軸



出典：地理院地図を加工して作成

### ■府域のゾーニング



出典：地理院地図を加工して作成

## 【大阪府における関連計画等】

計画名	概要
地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (2021. 3月~2030年度)	○取組項目の1つに森林吸収・緑化等の推進を提示。 森林整備・木材利用の促進／都市緑化の推進等
大阪府生物多様性地域戦略 (2022. 3月~2030年度)	○生物多様性の4つの危機を乗り越えるため、理解と行動の促進、 自然資本の持続可能な利用や維持・充実、仕組みづくりを推進。
大阪のまちづくりグランドデザイン (2022.12月~2050年) 大阪府・大阪市・堺市	○2050年を目標とした大阪全体のまちづくりの方向性を示したもの。 ○「海、山、川などの豊かな自然や農空間との触れ合いを楽しみながら暮らすことができる都市」を将来像の1つとして位置づけ。
都市計画区域マスタープラン (2020.10月~2030)	○都市計画法に基づき、大阪全体の都市の将来像を明確にし、実現に向けた基本方針を定めたもの。 ○みどりに関する方針については、「みどりの大阪推進計画」に即して、 みどりの保全や創出に努め、多様性ある豊かな都市の形成に努める」としている
大阪パークビジョン (2021.12月~2031 大阪府・大阪市)	○大阪の広域的な公園緑地の魅力を高めていくための方向性。 ○府市連携強化、機能補完で生み出される相乗効果を府域に波及。
万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン (2020~2040年度大阪府・大阪市)	○将来像「世界一わくわくする都市・大阪」の実現するための3つの柱のうち、「いのち輝く幸せな暮らし」(Human Well-being)の「住環境」にて、“自然が再生され、自然にふれあえる環境との共生”を提示。 ※今後、万博レガシーを継承した新・成長戦略「Beyond EXPO 2025」の策定が予定。

## 現計画策定後の社会情勢の変化等

- 1 国内外の動向
- 2 大阪の状況
- 3 今後の計画推進にあたっての課題整理

次期計画の推進にあたって、どのような方向性(基本戦略)をもって進めていくことが重要か。

【検討いただくにあたっての主な論点(たたき台)】

#### ○ 安全性かつ持続可能な地域形成

- ・ 総合治水や延焼防止による防災・減災、都市緑化による暑熱環境の緩和
- ・ 資源循環に配慮した森林等の活用(伐採木・間伐材等の木材利用の促進)

#### ○ 地域の魅力・暮らしの豊かさの向上

- ・ まちの品格・魅力を高める都市部におけるみどりづくりの推進
- ・ ウェルビーイングの向上、地域の賑わいの創出等に寄与するみどりづくり推進

#### ○ 生物多様性の確保

- ・ みどり豊かな自然環境の保全・再生を通じたネイチャーポジティブの実現

#### ○ パートナーシップの充実・強化、人材育成

- ・ 府民、民間団体、事業者、行政等の連携・協働による取組促進
- ・ 林業や地域における緑化推進の担い手育成